

第1回小学校長会長連絡協議会を開催

平成26年7月11日(金) ホテル フロラシオン青山

I 開 会 加藤 副会長 II 会長あいさつ 堀竹 会 長

本日は学校の課題である「安全で信頼される学校」と「教育改革への対応」「今年度の研究活動」を三つの柱として話をする。

1 安心・安全な学校

天候の変動やいじめ・体罰を生まない学校づくりについての危機管理が必要である。学校は様々な危機に対して、管理職がいなくても組織として手順を踏んで、役割を明確に対応できることが求められている。文部科学省の有識者会議の中で、いじめ・体罰を原因とした自殺等の事件が起きた場合に学校は「3日以内に事実を把握し、教育委員会へ届け出なければならない」と、示されている。学校は素早い状況把握が求められている。そのために、日頃から学校の中で最悪を想定した対応を考えておくことが重要である。

2 教育改革の動き

教育再生実行会議の第5次提言が示された。1点目は、働く女性の社会進出の促進に文部科学省も協力するため、「幼児教育の無償化を含めた就学前教育の充実」が打ち出されている。2点目は「小中一貫教育制度化」である。それに関連して英語・理科等の充実のために小学校における専科指導の拡充、コミュニティースクールの推進、学校規模の適正化も示されている。3点目は、「教員免許制度の改革と教員の養成、採用、研修の見直し」である。教員養成課程を見直し複数の校種の免許が取れる制度が提言されている。教員採用では1年間のインターン制度や教員の養成、採用、育成について大学と教育委員会が一貫したシステムでの連携についてなどが検討されている。このような新しい教育改革について各県に情報を伝えるとともに必要な要望書や意見書の提出に積極的に取

り組んでいきたい。

3 全連小の研究活動

各ブロックの優れた実践を、常任理事会などで交流し、共通の財産として研究活動の充実に生かしていきたい。互いに情報を共有し合うことで個々の実践研究活動の充実を図っていくことが全連小への信頼につながると考える。今後ともご理解をいただきたい。

III 報 告 司会 石丸 副会長

1 文教施策並びに予算に対する要望について 高橋 対策部長

7月10日、常任理事が文科省、財務省、総務省へ要望活動を行った。教員の基礎定数の改善、被災地への支援、優秀な教員の確保、若手教員の育成、OBの活用等9項目の要望である。

2 対策・調研担当者連絡協議会について

高橋 対策部長

9/25(東京)、10/2(大阪)、10/3(福岡)で開催する。対策部は、教員の配置基準及び配置状況と課題、若手教員の状況と実践力育成上の課題について協議する。

小泉 調研部長

調査研究部は、教育課程の編成・実施・評価・改善の状況、各都道府県独自の学力調査の実施状況、学力向上に関わる施策及び全国学力・学習状況調査に関する情報交換を行う。

3 埼玉大会について 高瀬 県会長

10月23・24日に大会副主題を「共に生きる知恵を磨き 心結ぶ未来社会をつくる 誇り高き子どもの育成」と定め開催する。参加者に大会要録を事前配付するので当日持参されたい。教育視察の参加者増加にご協力いただきたい。

4 山口大会について 山本 県会長

平成27年10月22・23日、第67回山口大会を開催する。大会運営要綱の素案が作成され、各部長を中心に詳細な役割分担をしている。申し込

み方法や吉田松陰の活躍の拠点となった萩市の教育視察などについて準備中である。

5 各部からの報告

対策部・調研部 高橋対策部長・小泉調研部長

各種委員会調査にご協力をお願いします。様々な教育改革をどの様に次期指導要領に反映させていくか等を検討する特別委員会を設置する。

広報部 大橋 広報部長

7/1に広報担当者連絡協議会を行った。全連小刊行物購読のご協力をお願いします。

会計部 長谷川 会計部長

本年度、現在約40県から負担金・基金の納入があった。

6 被災3県（福島・宮城・岩手）から

全国からの支援のお礼、3年4か月を経た現在の復興状況、課題についての報告があった。

7 その他

IV 講演（要旨）

演題「道徳の教科化について」

講師：文部科学省初等中等教育局教育課程課
教科調査官 赤堀博行氏

1 「道徳の教科化」が求められる背景

道徳の教科化が求められる背景には、「学校は道徳を教えることをためらっているのではないか」「学校によって道徳教育に温度差があるのではないか」との懸念がある。道徳を新たな枠組みによって教科化し、子どもたちの人間性に深く迫る教育を全ての学校で行うことが強く求められている。

2 道徳教育改善の方向性

「いじめ防止対策推進法」第15条に、「学校におけるいじめの防止」が設けられ、「全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実」が法規定された。したがって、これからの道徳教育は、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うとの考え方を今後とも重視するとともに道徳教育の目標とその要である「道徳の時間」の目標とを分かりやすい記述に改め、両者の関係を明確化することが求められる。

3 道徳教育の改善・充実のための条件整備

道徳教育の改善・充実を目指して、いわゆる道徳の時間で、主たる教材を安定的・継続的に提供するために、教科書を導入することが適当と考えている。また、「私たちの道徳」について、各学校で積極的に活用してほしい。現在「指導の手引」を作成中である。

4 校長のリーダーシップ

道徳教育は、学校が自校の実情、子どもの実態等を基にして、目標を設定し、目標に向けて指導すべき内容を考え、指導の重点を決めて、いつ、どのような機会に指導をするのかを明らかにした指導計画を整え、全教職員が共通理解、共通実践をすることで初めて充実するものである。道徳教育の充実は、校長の明確な方針とリーダーシップにかかっている。

V 情報交換

司会 益本 常任理事

「いじめ防止対策推進法への対応」

—各都道府県の基本方針等について—

＜国の動向について＞ 小泉 調研部長

平成25年9月、いじめ防止対策推進法（以下法）が施行され、10月に国の基本方針である「いじめの防止等のための基本方針」が策定された。法に基づく取組状況の把握として、国は、毎年行っている問題行動調査の項目を追加した。さらに、「自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂され、学校が実施する「基本調査」と外部専門家を加えた調査組織による「詳細調査」に分けた。

＜グループごとの情報交換＞

国の動向を受けて「各都道府県及び学校のいじめ防止基本方針等策定状況」について、5グループに分かれ、情報交換を実施した。主な話題は次のとおりであった。

Aグループ ①県・各学校とも基本方針等ほぼ策定済②基本方針等の公表方法について③公表へ向けてダイジェスト版を作成中

Bグループ ①都府県学校ともほぼ策定済②「いじめ対策推進室」を教委の中に設置③市町村単位の費用負担による「いじめ対応」に係る加配教員の配置④教職員の「いじめ」に関する危機意識の更なる高揚

Cグループ ①策定に関する市町村の温度差②Webや保護者会等での周知③小学校の特色を十分生かした策定の在り方

Dグループ ①県によっては、策定中②教委と連携し、基本方針等についての教職員研修会実施並びに保護者への周知の必要性

Eグループ ①県・学校ともほぼ策定済②行政の積極的な関わり③子どもたちへの啓発・周知④法に基づいたいじめへの早期対応⑤教職員のいじめに関する対応力の向上

VI 連絡

小滝 事務局長

VII 閉会

加藤 副会長

平成27年度 小学校教育の充実に関する 文教施策並びに予算についての要望書

社会が激しく変化する時代にあって、全国2万余の小学校長は、地域社会と一体となり、我が国の未来を担う子どもたちの教育に全力を注いでいます。将来の有益な人材の育成なくして我が国の持続的な発展はなく、「未来への飛躍を支える人材の養成」に向け、国家が積極的にリードし、国民全体で取り組む必要があります。

今、我が国は、知識基盤社会への進展やグローバル化の進行により、先を見通すことが難しい時代となっています。小学校教育においても、いじめ問題をはじめとする児童の健全育成への取組、進行する教育改革の動きへの対応など、山積する教育課題の解決に立ち向かっていかなくてはなりません。

こうした状況を踏まえ、全国連合小学校長会は、「新たな知を拓き 人間性豊かな社会を築く 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」を目指し、国民の信託に応えられる学校づくりに努めています。小学校教育のより一層の充実・発展に向け、校長が「自らの生き方を高め、信念と自負をもって進み続ける校長会」として、全力を尽くすことを、平成26年度第66回総会において確認いたしました。

先行き不透明な経済情勢が続いていますが、子どもたちの将来と我が国の発展のために、人的・物的措置の一層の充実と教育諸条件の整備に向けて、下記の9項目を要望いたします。

平成26年7月10日

全国連合小学校長会長 堀 竹 充

記

1 我が国の義務教育の質を高めるために、教育費の増額措置を講じられたい。

- (1) 教育先進国として教育費は未来への投資であることを踏まえ、公財政教育支出のGDP比について、OECD諸国の平均である5パーセントまで引き上げられたい。
- (2) 全国どこでも全ての子どもが一定水準の教育を受けられるよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率2分の1の復元を図られたい。
- (3) 優秀な人材を教育界に確保できるよう、人材確保法を堅持し、教員給与の優遇措置を講じるとともに、時間外勤務が恒常化している教員の実態を踏まえ、教職調整額の引き上げを図られたい。
- (4) 教科書無償給与制度を堅持されたい。
- (5) 教育費として地方交付税措置された財源を各都道府県並びに市町村が他の財源としないよう、国の指導強化を図られたい。

2 震災復興に関わる人的配置の充実及び施設・設備・教材等の迅速な整備を講じられたい。

- (1) 復興を進める地域への的確で継続的な支援の確保を図られたい。
- (2) 教職員の加配継続とともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置など児童等に対するサポート体制のより一層の強化を図られたい。
- (3) 正常な教育活動が完全実施できるよう早期に学校施設等の復旧を図られたい。
- (4) 校庭や通学路などの放射線の除染対策、風評被害防止対策等を図られたい。
- (5) 被災地域での就学援助等の急増に対する支援の確保を図られたい。

3 教員の子どもと向き合う時間を確保するために、教員の定数改善や人的措置、諸条件の整備を講じられたい。

- (1) 義務教育標準法の改正により公立義務教育諸学校の教職員基礎定数を抜本的に見直し、活力ある学校づくりの一層の充実を図られたい。
- (2) へき地教育の充実・向上のために、教頭、養護教諭、事務職員等の人的条件及び、物的条件等の改善を図られたい。
- (3) 五学級以下の小学校の教員配置率の改善を図られたい。
- (4) 教頭、養護教諭の複数配置の拡充と学校事務職員・学校栄養職員の配置確保・充実を図られたい。
- (5) 複式学級及び特別支援学級の学級編制基準を、地域・学校の実態に応じて改善されたい。

- (6) 安定した学校運営のために、副校長、主幹教諭、指導教諭の配置に向け条件整備を図られたい。
- (7) 英語・理科等の専科教諭、司書教諭、特別支援教育コーディネーター等について正規教員の加配や講師等の人的措置を図られたい。
- 4 子どものニーズに応じた教育を推進するために、専門職員、支援職員の配置を進められたい。
 - (1) 特別支援教育推進のため、通常の学級における支援員等人的配置による体制づくりを図られたい。
 - (2) 学校司書、ICT教育推進のための専門職員の配置を促進されたい。
 - (3) 英語教育充実のためのALT配置基準の確立と配置環境の整備を進められたい。
- 5 学校教育への信頼を一層高めるために、教職員の資質向上を図る施策を講じられたい。
 - (1) 教員の免許更新制については、受講体制の一層の整備に当たられたい。
 - (2) 学習指導要領で新たに加わった内容、重点が置かれている分野、特に外国語活動や理数教育に関する教員研修制度の充実を図られたい。
 - (3) 大学の教員養成課程と学校現場での育成を連携させたプログラムを作成するなどして、実践力を備えた若手教員の育成を図られたい。
 - (4) 若手教員育成のため、優秀な能力をもつ退職教員を活用する体制の整備を図られたい。
- 6 豊かな心や健やかな体の育成に向けた教育を充実させるための施策を講じられたい。
 - (1) 道徳教育をより一層充実させるための副教材の整備や施策の推進を図られたい。
 - (2) いじめ・不登校等、児童生徒の問題行動等の解消に向け、スクールカウンセラーの全校配置を図られたい。
 - (3) 情報社会におけるモラルやマナーの教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
 - (4) 人権教育を充実させるための施策の推進を図られたい。
 - (5) 社会奉仕体験、自然体験活動等の体験的な学習の実施に向け、社会教育主事の活用等条件整備を図られたい。
 - (6) 児童の体力を向上させ、食育や健康づくりを推進する施策の充実を図られたい。
- 7 学習指導要領が円滑に実施できるようにするため、施設・設備・教材等の整備・拡充を図る施策を講じられたい。
 - (1) 子どもの安全を確保するために、学校・地域の実態に応じた人的措置及び施設・設備の改善を図られたい。
 - (2) 非構造部材も含めた学校施設の耐震改修の早期完全実施を図られたい。
 - (3) 学習指導要領の円滑な実施を図るために、施設・設備・教材等について、予算措置の充実を図られたい。
 - (4) 特別支援教育の「合理的配慮」に基づく施設・設備の充実を図られたい。
 - (5) 学校図書館の活性化を図り各教科等での言語活動や読書活動等を一層推進するため、図書費等の予算措置の充実を図られたい。
 - (6) ICT教育推進のために、学校のICT環境の一層の整備・充実を図られたい。
- 8 学校、家庭、地域が一体となって教育を推進するために、家庭や地域の教育力充実に向け支援するための施策を講じられたい。
 - (1) 放課後子どもプランの一層の充実を図られたい。
 - (2) 家庭や地域の教育力を再生するための事業の充実を図られたい。
 - (3) 児童生徒の健全育成に悪影響を及ぼすマスメディアに対する規制強化を図られたい。
- 9 全国の教員が安心して教育に専念できるようにするために、共済年金制度や教員の処遇の維持・改善を図る施策を講じられたい。
 - (1) 教職員のメンタルヘルスの保持に関わる条件整備を図られたい。
 - (2) 職域・比例年金部分の増率を図られたい。
 - (3) 教員の処遇の改善を図るとともに、管理職の職責に見合った処遇改善を図られたい。
 - (4) すぐれた教育実績をもつ教員を表彰し、優遇する措置を図られたい。
 - (5) 給与・手当の減額分の復元等、教職員が将来への希望をもち、安心して働くための処遇の維持・改善を図られたい。
 - (6) 定年後65歳までの校長の学校経営能力を活用するための条件整備及び処遇の充実を図られたい。
 - (7) 退職後の医療制度の改善を図られたい。